

この用紙をお手に取ってくださる方へ
お知らせとお願い

ワークレッシュは、認定 NPO 法人化に向けて歩み始めます



特定非営利活動法人ワークレッシュ
代表理事 和久貴子

拝啓

今年はとても雨の多い夏でした。実りの秋が待ち遠しいです。

いつも運営にあたたかいご支援とご協力を賜り、有り難うございます。

さて、表題の件につきまして、ワークレッシュにとって近しく大切な方々へお知らせさせていただきます。この度、「ひとり 3,000 円以上のご寄付を 1 年間で 100 名以上」からお預かりし、より社会的・公益性の高い事業や活動の出来る組織としてワークレッシュを育てていただきたい！——そのためのキャンペーンを始めたいと思っております。別紙のような「寄付申込書」もつくりました。ご寄付または賛助会員への入会という形でご支援いただければ、大変有難いです。

下記に、少々説明させてください。

「認定NPO法人」とは、客観的な基準において、より高い公益性をもって活動している団体であることを所轄庁が認めた、一般のNPO法人（認証）よりもステップアップしたNPO法人のことです。一定の要件を満たして認定されると、寄付者も法人側も、税制の優遇を受けられるのです。当然ながら、「認定 NPO 法人」として認められるためには、その法人の取組や発信が社会にとって有益で、かつ経営が安定しているか等ということだけでなく、一層公益性の高い団体であることが求められます。申請にあたっては、主として以下の点について、直近の 2 年間にわたり厳しい審査を受けます。（晴れて認定を受けてからも、その質を保っていかなくてはなりません。大変です。）

- 広く一般から支持を受けているか？
——内輪受けじゃなくて、ちゃんと市民社会に対してエエ仕事してるんか？
- 事業や活動、組織運営が適正におこなわれているか？
——身内でテキトーに（または必死で）回してないか？他人や社会の利益になってるか？
- より多くの情報公開が行われているか？
——現状や課題を公正に発信していくNPOとしての意思と責任感、事務力があるか？

2012年4月の改正NPO法で、「3,000円以上の寄付を100人(世帯)以上から得ている」ということが新基準として加わりました。実質的な緩和要件です。この時、実はかなり迷いました。でも、「私たちは、地域福祉の事業型NPOだから」という自負(と、若干の諦め)のもと、「小商い頑張り!」「税金も払うわ」というスタンスで続けることにしました。大変なことも承知の上で、子どもの居場所づくりとコミュニティの形成を、自分たち、とりわけ女性や子ども自身が参加し、働き、場を営んでいく。それが、設立者たち自身の願いであり、法人の存在意義でした。だから、「寄付じゃないよね」と。

それから7年。時代も社会も、少し変容しました。2年後、法人は設立20年を迎えます。多数派・王道を行かないニッチ(隙間)路線を選んでやってきました。資金力はないし、発信力も小さいです。ずっとこのままだったら、このNPOとしては失敗でしょう。何より、ここまで何とかやって来れたのだから、この先何をすべきか、どうすれば次代の子どもたちに報いていけるか、じっくり見据えてみよう。今、そんな思いを皆で持ち直しています。でも、何を一番にすべきか。まだ、照準は定まっていません。なのに「寄付をお願い…」と言い始めるという、フライング。その葛藤のままに、第一弾のお知らせをさせていただきました。

夏のお疲れが響きませんように。これからもどうぞよろしく願いいたします。